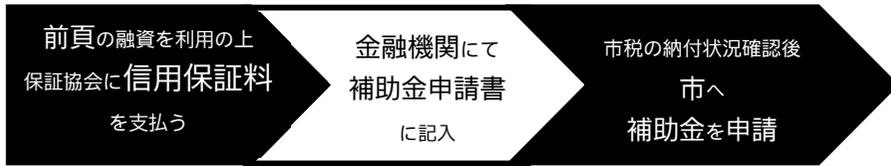


◆◆◆◆◆ 郡山市信用保証料補助制度 ◆◆◆◆◆



信用保証料支払日から**6か月**以内に申請

申請書の記入例

別記様式（第4条関係）

郡山市長

日付は記入しないでください。

申請人住所 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7

郵便番号、電話番号 郡山市朝日一丁目23-7

氏名 株式会社 郡山

代表取締役 郡山 太郎

電話番号 024-924-2251

自署又は記名押印
シヤチハタなどスタンプ印は不可（必ず朱肉を使用して押印願います。）
『法人名義』の融資の場合、『登記している印鑑』を押印ください。
（代表取締役等の役職印（丸判）。又は社判（角判）+代表者の私印）

次の事業（事業名）
（保証料補助金交付要綱第2条に規定する市税完納状況の確認を行う）

災害対策資金融資の場合、『災害対策資金（災害の詳細名称）』と記入してください。
例：災害対策資金（令和4年3月福島県沖地震）（〇〇〇〇〇〇融資）

施行場所 ○〇銀行 △△支店

総事業費 (借入金額) 円

補助金交付申請額 小數点以下切捨て (補助金額) 円

目的 経営の安定と事業の発展を図る

内容 ① 運転資金 ② 設備資金

着手・完了ともに保証協会の保証承諾を受けた日
「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」に記載されている保証日

添付書類 福島県信用保証協会が発行する信用保証料の支払額が確認できる書類

「信用保証決定のお知らせ」の写し等

金融機関名 〇〇銀行 信用金庫 △△ 営業部（支店）
信用組合 出張所
(No. 1234) (No. 012)

預金種別 (普通) 2当 口座番号 1234567

別表金融機関コード表により、記入してください。

※「市税」とは市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税を指します。

※信用保証料の補助を受けた方で、繰上償還（早期完済）を行った場合は、補助金の一部を返還していただく場合があります。

※令和4年4月以降の申込は、新様式申込書（別記様式（第4条関係））をご利用ください。

市内取扱

金融機関へ申込

審査の後

金融機関より貸付実行

保証協会付の場合

条件を満たせば、市が
信用保証料を補助（※）

（※）申請方法は裏面参照

◆ 融資申込提出書類チェックリスト ◆

チェック欄		必要書類
法人	個人	
		融資申込書（注）信用保証協会への申込書とは異なります。 （郡山市中小企業融資制度要綱第8条で定める郡山市中小企業融資制度申込書（第1号様式）） ※令和4年4月以降の申込は、新様式申込書をご利用ください。
		「市民税」の納税証明書 （無担保無保証人融資の場合は、納税証明等請求書による納税証明書2か年度分）
		印鑑登録証明書
		決算書の写し
		申告書の写し
		登記全部事項証明書
		住民票の写し
		定款の写し
		事業計画書（成長融資の場合）
		創業計画書（創業融資の場合）
		商工会議所又は商工会への推薦依頼書（成長融資・創業融資の場合）
		商工会議所又は商工会からの推薦書（成長融資・創業融資の場合）
		事業引継ぎ証明書類（※）
		県外店舗出店等証明書類（※）
		郡山市が行うDX関連事業採択証明書類（※）
		SDGsの取組証明書類（※）
		社会起業家加速化支援プログラム採択証明書類（※）
		り災証明書（災害対策資金融資の場合）
		保証人の納税証明書（市税）（保証人を付した場合）
		保証人の所得金額等証明書（市税）（保証人を付した場合）

※当該事業により、みらい創造融資を受ける場合に限る。

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市農商工部 産業雇用政策課
TEL：024-924-2251
E-mail：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

指定様式の
ダウンロードはこちらから→



◆◆ 令和7年度 郡山市中小企業融資制度内容 ◆◆

制度名と主な用途	申込資格要件	融資限度額	融資利率	融資期間	返済方法	保証人・担保等	信用保証料補助
※経営安定、合理化及び近代化 一般融資	次の1～3の要件を全て満たす方 1 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する方 2 市内に主たる事業所を有する方 3 原則として市民税を完納し、かつ同一事業を引き続き1年以上営んでいる方 (※1) 上記全ての要件を満たす創業3年以内で、次のいずれかに該当する場合、信用保証料について全額補助(限度額50万円)とする。 (1) 市が集積を図る業種(医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業、再生可能エネルギー関連産業、ICT関連産業) (2) 農業法人、ベンチャー企業、厚生労働省の「ものづくりマイスター」が在籍している事業者、女性が代表を務める事業者	運転・設備 2,000万円	5年以内 年1.9%以内 5年超～7年以内 年2.0%以内 7年超～10年以内 年2.1%以内	10年以内 (据置期間 1年以内)	原則 元金均等 月賦返済	□法人の場合 原則として保証人1名以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 □個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。	半額補助 (限度額50万円) (1円未満は切捨て) (※1)に該当する場合は、全額補助(限度額50万円)
※小規模企業者の経営体質強化 無担保無保証人融資	次の1～4の要件を全て満たす方 1 市内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる方 2 常時使用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者で信用保証協会の信用保証対象業種を営む方 3 融資申込前1年間における当該事業にかかる市民税の所得割又は法人税割で納期が到来した税額があり、かつ当該税額を完納している方 4 信用保証協会の無担保無保証人制度以外の債務保証及び代位弁済を受けていない方	運転・設備 1,250万円	年2.0%以内	5年以内 (据置期間 6月以内)	原則 元金均等 月賦返済	保証人・担保は不要 (信用保証を付する場合、信用保証率は年0.9%とする。)	全額補助
※経営安定のための短期資金 短期小口融資	次の1～3の要件を全て満たす方 1 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する方 2 市内に主たる事業所を有する方 3 原則として市民税を完納し、かつ同一事業を引き続き1年以上営んでいる方	運転 500万円	年1.4%以内	1年以内 (据置期間 6月以内)	原則 元金均等 月賦返済	□法人の場合 原則として保証人1名以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 □個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。	全額補助
※事業協同組合等の事業資金 団体育成融資	次の1～3の要件を全て満たす方 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条に規定する連携等を実施した方 2 借入計画が適当であると認められる方 3 市内に主たる事業所を有し、かつ中小企業者である組合員が必要とする事業資金の貸付を行う方(組合員転貸を行う事業協同組合に限る。)	組合事業資金 5,000万円 組合員転貸資金 1事業協同組合あたり 2億円	年1.4%以内	1年以内	原則 分割返済	取扱金融機関の定めるところによる。	—
※商業環境の活性化、 設備の近代化及び環境改善 成長融資	次の1～6の要件を全て満たす方 1 1年以上の事業実績を有する方 2 市内に主たる事業所を有する方 3 原則として市民税を完納している方 4 借入金による事業実施場所が市内である方 5 借入計画が適当であると認められる方 6 営業の許可、認可、届出又は登録を必要とする業種については、許可若しくは認可を取得し又は届出若しくは登録を行っている方	左記の要件を満たす方のうち、次のいずれかの事業を行う方 (1)店舗・工場等の新築・増改築、移転又は機械設備の導入 (2)株式市場への上場 3,000万円 (総事業費の80%を限度とする)	5年以内 年1.9%以内 5年超～7年以内 年2.0%以内 7年超～10年以内 年2.1%以内 10年超～15年以内 年2.2%以内	運転10年以内 (設備併用の場合は15年以内) 設備15年以内 (据置期間 1年以内)	原則 元金均等 月賦返済	□法人の場合 原則として保証人1名以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 □個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。	半額補助 (限度額50万円) (1円未満は切捨て)
みらい創造融資	次の1～5の要件を全て満たす方 1 市内に主たる事業所を有する方 2 原則として市民税を完納している方 3 借入金による事業実施場所が市内である方 4 借入計画が適当であると認められる方 5 営業の許可、認可、届出又は登録を必要とする業種については、許可若しくは認可を取得し又は届出若しくは登録を行っている方	左記の要件を満たす方のうち、次のいずれかの事業を行う方 (1)新商品・新技術・新製品の研究開発 (2)ISOの認証取得 (3)市内事業所が存続する事業引継ぎ(会社分割又は合併又は株式譲渡による第三者への経営権移転、事業譲渡) (4)県外や海外への店舗出店又は輸出による販路・商圏拡大(市内に本社を有する者に限る) (5)市が行うDX関連事業に採択された事業 (6)SDGsの目標達成に向けた取り組み (7)市の創業支援事業「社会起業家加速化支援プログラム」に採択された事業	5年以内 年1.4%以内 5年超～7年以内 年1.5%以内 7年超～10年以内 年1.6%以内 10年超～15年以内 年1.7%以内	運転10年以内 (設備併用の場合は15年以内) 設備15年以内 (据置期間 1年以内)	原則 元金均等 月賦返済	□法人の場合 原則として保証人1名以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 □個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。	全額補助 (限度額100万円)
※市内で新たに事業を 開始するための資金 創業融資	次の1・2の要件を満たす方 1 次の(1)～(4)の全てに該当する方 (1)中小企業信用保険法第2条第1項に規定する方 (2)市内で新たに事業を開始しようとする方(開業して1年以内の方を含む。)で客観的にみて事業に着手していることが明らかであり、また、事業開始にあたり許認可等が必要である場合には許認可等を取得しているか、又は取得が確実である方 (3)原則として市民税を完納している方 (4)創業計画が適当であると認められる方 2 次の(1)～(4)のいずれかに該当する方 (1)法律に基づく資格を有しており、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする方 (2)同一企業の勤務年数又は同一事業の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとする方 (3)商工会議所等の創業塾を修了した方 (4)郡山市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了した方	運転・設備 1,000万円	5年以内 年1.9%以内 5年超～7年以内 年2.0%以内 7年超～10年以内 年2.1%以内 10年超～15年以内 年2.2%以内	運転10年以内 (設備併用の場合は15年以内) 設備15年以内 (据置期間 1年以内)	原則 元金均等 月賦返済	□法人の場合 原則として保証人1名以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 □個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。	全額補助

※主な注意事項※
 ①融資限度額：融資限度額の定義は、「事業者が利用できる融資額の総額」となります。「年度ごとに利用できる融資額」や「金融機関ごとに利用できる融資額」等ではございませんので、御注意ください。
 ②融資限度額超過：既に他金融機関で市制度融資ごとの融資限度額を全て利用しているにもかかわらず、融資実行した場合など、融資限度額を超えた市制度融資は、その事実が発生した時点まで遡り、対象外となります。
 ③繰上償還：市制度融資の繰上償還に伴う信用保証料に変更が生じた場合、既に交付した信用保証料補助金を事業者から返還していただいております。市制度融資の繰上償還があった場合、市内店舗取りまとめ担当部署の担当者様は、融資報告書と併せて翌月10日までに必ず御報告ください。
 ④市制度融資枠：市制度融資枠は、市と市制度融資取扱金融機関とによる「郡山市中小企業融資原資預託契約書」に基づき、毎年度決定されております。超過分は、預託原資の充当や信用保証料の補助等ができませんので、郡山市内店舗取りまとめ担当部署の担当者様は、市制度融資枠を超えないよう適正な融資管理をお願いします。

【申込先】

郡山市内にある秋田銀行、足利銀行、北日本銀行、七十七銀行、常陽銀行、大東銀行、東邦銀行、福島銀行、山形銀行、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、福島県商工信用組合の各本・支店で随時取り扱っています。
 団体育成融資・成長融資については、商工組合中央金庫でも取り扱っています。